

(第1号様式)

※第 号

保育所入所申込書

令和 年 月 日

住所 小笠原村父島  
保護者 氏名  
電話

小笠原村長 殿

保育所への入所につき次のとおり申込みます。また、選考・継続通園等に必要な場合は、世帯の課税・就労状況の調査、確認をすることに同意します。

入所児童	ふりがな 氏名	生年月日	性別	備考
		年 月 日生	男・女	
入所を希望する 保育所名	父島保育園			
保育の実施を希望する期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			
保育の実施を 必要とする理由	両親等：( )、( ) 就学前保育			

○入所児童の家庭の状況

区分	ふりがな 氏名	入所児童との 続柄	生年月日	性別	職業	課税の有無			備考
						前年度 分市町 村民税	前年分 所得税	前年度 分固定 資産税	
入所児童の 世帯員				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
生活保護の状況		適用なし 適用あり ( 年 月 日保護開始)							

○入所児童の既往歴・現病歴

既往歴・現病歴(病名)	発症年齢	通院中の有無	現在の状況	備考
		有・無		

入所※市町村記載欄 の承諾	保育の実施の要否	保育の実施期間	保育の実施基準の番号
	要・否 (理由)	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	両親等：( )、( )
	令和 年 月 日承諾	入所保育所 父島保育園	備考

○裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※の欄には記入する必要はありません。

○字は楷書ではっきりと書いて下さい。

## 記入上の注意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ小笠原村役場に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

1. 「入所児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
2. 「保育の実施を希望する期間」には、小学校就学期に達するまでの3の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。
3. 保育所へ入所できる基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。「保育の実施を必要とする理由」の欄については、( ) 内に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際に見ている者）が下の表の（1）から（6）までに掲げるいずれかの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。（例えば、（1）や（2）に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、（3）では親の具体的状況等、（4）では疾病名や治療見込期間等、（5）では看護している病人等の疾病名や治療見込期間等、（6）では災害の程度・復旧見込期間等）  
なお、具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付して下さい。
4. 「入所児童の世帯員」欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」欄は、該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で入所児童の他に保育所に入所しているものがある場合は、その旨を「備考」に記入して下さい。  
なお、保育料の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。
5. 保育所への入所については、
  - ・保育所に入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
  - ・希望者が多数いるため保育所に入所できない場合
  - ・保育所へ入所できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知下さい。

### 保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- （1）（家庭外労働）児童の親が家庭外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- （2）（家庭内労働）児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- （3）（親のいない家庭）死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- （4）（母親の出産等）親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- （5）（病人の看護等）その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害がある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
- （6）（家庭の災害）火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合